

改正

平成28年3月28日告示第60号

令和6年3月29日告示第49号

八幡平市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、八幡平市が発注する市営建設工事及び特定市営建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成を図り、工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営建設工事 八幡平市建設工事競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規則（平成17年八幡平市規則第168号）第2条に規定する市営建設工事をいう。
- (2) 特定市営建設工事 八幡平市特定市営建設工事共同企業体要綱（平成17年八幡平市告示第106号）第2条第2号に規定する特定市営建設工事をいう。
- (3) 監督職員 八幡平市建設工事検査規則（平成19年八幡平市規則第71号。以下「建設工事検査規則」という。）第2条第5号に規定する職員をいう。
- (4) 検査職員 建設工事検査規則第6条第2項に規定する職員をいう。
- (5) 工事担当課長 監督職員の所属する課等の長をいう。

(評定の対象工事)

第3条 評定の対象とする工事は、市営建設工事及び特定市営建設工事のうち、完成検査時点の請負金額が300万円以上の工事とする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督職員及び検査職員とする。

(評定の時期)

第5条 評定は、監督職員にあつては工事が完成したとき、検査職員にあつては完成検査を実施したときに行うものとする。

(評定の方法)

第6条 評定は、別に定める工事成績採点の考査項目別運用表を用いて、八幡平市工事成績評定表（様式第1号）及び細目別評定点採点表（様式第2号）（以下これらを「工事成績評定表等」という。）により行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

(評定結果の報告)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、工事成績評定表等を総務課長に提出するものとする。

(評定結果の通知並びに公表)

第8条 市長は、評定者から工事成績評定表等の提出があったときは、工事成績評定通知書(様式第3号)に細目別評定点(様式第3号別紙)を添付して、当該工事の請負者(以下「請負者」という。)に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知を行った場合は、通知の写しを総務課において閲覧の方法により公表するものとする。

3 前項の公表の期間は、完成検査を実施した日以後の公表日から翌年度の末日までとする。

(評定の修正)

第9条 市長は、前条第1項の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、速やかに、その結果を請負者に通知するものとする。

3 前項の通知を行った場合の公表については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(説明請求等)

第10条 第8条第1項又は前条第2項の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に、工事成績評定に関する説明要求書(様式第4号)により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書(様式第5号)により回答するものとする。

(審査委員会)

第11条 評定に関する再説明の請求に対し、公正な立場で評定内容の審議を行うため、八幡平市工事成績評定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会の組織、運営その他必要な事項については、別に定める。

(再説明請求等)

第12条 第10条第2項により回答を受けたものは、回答を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に、工事成績評定に関する再説明要求書(様式第6号)により、市長に対して評定の内容について再説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、審査委員会の審議を経て、工事成績評定に係る再説明書(様式第7号)により回答するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第60号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。